日南町告示第11号

令和2年第3回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 7 日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和2年5月11日 招集場所 日南町役場庁舎 付議事件

- 1. 専決処分の承認を求めることについて(日南町税条例の一部改正)2. 専決処分の承認を求めることについて(日南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 3. 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 4. 日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 5. 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 6. 日南町介護保険条例の一部改正について
- 7. 財産の取得について (除雪ドーザ8 t 級購入)
- 令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号)
- 令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第1号)
- 10. 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 11. 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 12. 日南町議会会議規則の一部改正について

〇開会日に応招した議員

大岡 西 保君 本 健 三君 洋仁 櫃 一君 \blacksquare 近 藤 志君 勝 幸君 倉

都 人君 荒岩 博君 木 﨑 昭 男君 久 代 安 敏君 Ш 昭君 本

〇応招しなかった議員

令和2年 第3回(臨時)日 南 町 議 会 会 議 録(第1日) 令和2年5月11日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年5月11日 午前9時30分開会

会議録署名議員の指名 日程第1

日程第2 会期の決定

専決処分の承認を求めることについて 日程第3 議案第48号

(日南町税条例の一部改正)

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて 日程第4

(日南町国民健康保険税条例の一部改正)

日程第5 議案第50号 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 日程第6 議案第51号

日程第7 日南町国民健康保険条例の一部改正について 議案第52号

日程第8 議案第53号 日南町介護保険条例の一部改正について

日程第9 財産の取得について (除雪ドーザ8 t 級購入) 議案第54号

日程第10 議案第55号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号)

令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第1号) 日程第11 議案第56号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第12 議案第57号

日程第13 議案第58号

日程第14 日南町議会会議規則の一部改正について 発議第6号

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名 日程第1

日程第2 会期の決定

専決処分の承認を求めることについて 日程第3 議案第48号

(日南町税条例の一部改正) 日程第4 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて (日南町国民健康保険税条例の一部改正) 議案第50号 日程第5 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について 日程第6 議案第51号 日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 日程第7 議案第52号 日南町国民健康保険条例の一部改正について 日程第8 議案第53号 日南町介護保険条例の一部改正について 日程第9 財産の取得について (除雪ドーザ8 t 級購入) 議案第54号 日程第10 令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号) 議案第55号 日程第11 令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第1号) 議案第56号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 日程第12 議案第57号 日程第13 議案第58号 日程第14 発議第6号 日南町議会会議規則の一部改正について 出席議員(10名) 大岡 保君 人君 1番 2番 古 都 勝 西 荒岩: 本 三君 博君 健 木﨑 3番 4番 洋仁 \blacksquare 男君 5番 櫃 一君 6番 昭 安芳 7番 近 藤 志君 8番 久 代 敏君 垭 倉 勝 Ш 昭君 9番 幸君 10番 本 欠席議員(なし) 欠 員(なし) 事務局出席職員職氏名 局長 花 江君 花 倉 順 也君 倉 幸 書記 説明のため出席した者の職氏名 中 英 町長 村 明君 副町長 悟君 丸 山 教育長 伊實 木淺 穂君 総務課長 久君 典 順 田 下 史君 太 企画課長 延 郎君 \blacksquare 住民課長 雅 邊 福祉保健課長 渡 輝 紀君 建設課長 財 原 積君 村 上 伴 樹君 中 政君 教育次長 病院事業管理者 森 家 樹君 病院事務部長 寿 午前9時30分開会 議長(山本 芳昭君)おはようございます。 ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和2年第3回日南町議会 〇議長(山本 臨時会を開会します。 昨年、中国・武漢市で発生した新型コロナウイルスが全世界で流行し、日本政府は緊急 事態宣言を出し、4月16日、対象地域を全国に拡大しました。今月4日には、さらに5 月末までに延長することを決定されました。そのような状況下での臨時議会でありますの で、議場での感染対策として、議場内では全員マスクを着用していただきます。 議席及び執行部席にアクリル板の設置をいたしました。アクリル板の設置ができなかっ た執行部席は、席と席の間を空ける処置を取りました。 発言は、議員及び執行部全員、着席のままで行っていただきます。 議場の換気のため、扉を開けての会議といたします。 傍聴については、自粛をお願いをしております。 以上のような対策を取っての会議といたします。 また、5月7日よりクールビズを実施しておりますので、ノーネクタイの会議といたし ます。御理解と御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。 それでは、本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、1ページの報告書のとおりです。 本町の監査委員から、令和2年4月20日付をもって、地方自治法第235条の2の規

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。タブレットの報告書ファイルをお開きください。

定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから12ページのとお り報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

芳昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、久代安敏 議員、9番、坪倉勝幸議員の2名を指名します。

会期の決定 日程第2

〇議長(山本 芳昭君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決 定しました。

こで、執行部からの発言が求められていますので、これを許します。 中村町長。

〇町長(中村

町長(中村 英明君)改めまして、おはようございます。 臨時議会ということで、全員の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

冒頭に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

大型連休も終わりまして、町内では農作業が進み、好天にも支えられまして、今、田植 作業等が順調に進んでるのではないのかなというふうに思ってるとこであります。山々では新緑の姿を見せておりまして、例年と変わらぬ自然の光景を見ることができるというふうに思ってます。しかしながら、現在、世界中に蔓延しております新型コロナウイルスが 人々の生活や経済に大きな影響を与えております。国内におきましても、現在、感染が続 いてる状況であります。

経過としまして、4月7日に7つの地域の緊急事態宣言がありました。16日には全国 を対象としました緊急事態宣言が発出されました。大型連休が終わる5月6日までをめど に外出自粛要請をはじめとして感染防止に努めてきたところではございますが、いまだ都 市部を中心に新たな感染者が続いているところであります。死者におきましては、国内でも600人を超えました。政府は、こうした状況によりまして緊急事態宣言の延長を5月末まで決定し、その中で、特別警戒区域13自治体とその他の自治体とに区別をして、感 染防止の上、自粛の緩和が図られてきているとこであります。さらには、14日頃には専 門委員会の意見聴取があるとされておりまして、新たな変化があるかもしれません。

県内では、4月18日の感染者以降、新たな感染者はない状況でありまして、以来3週 間を経過しました。気を緩めてはいけませんけれども、引き続き感染防止策を継続しなが ら、少し活動や生活の範囲を拡大するため、公的施設の使用を再開することとしておりま す。また、町民の健康と命を守り、不安の減少を優先、集めない、リスクの最小化という 方針によりまして、4月の22日から休業要請をお願いしておりました宿泊業、飲食店等 には格別の御理解と御協力をいただき、本当にありがとうございました。 鳥取県西部等に新規の感染者がないことによりまして、5月の7日から休業要請は解く

こととしました。町民の皆様には、引き続き感染防止対策の上ではありますが、御利用い ただきますように私からもお願いを申し上げる次第であります。

また、小・中学校も7日から再開をしております。臨時休校中におきましては、学習の場ということでありまして、地域の振興センターにも大変お世話になったことにお礼を申し上げたというふうに思います。ただ、今でも全国が緊急事態宣言中であり、終息したわけではございませんので、感染予防を引き続きお願いするものであります。

参考としまして、鳥取県では、鳥取県版の新しい生活様式を作成されております。実践 のほうをよろしくお願いしたいと思います。町のホームページにも掲載させていただいて るとこであります。長期化になると思われますし、刻々と変化する状況下ではあります。

場合によっては、さらに臨時議会をお願いする場面もあろうかと思われます。その際には、格別の御理解と御協力をお願いするものでございます。 町民の皆さんにも、もう少し我慢の期間が必要となりました。今後も、その内容を時期を計りながら経済対策や生活対策を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、マスクの件でございますが、なかなか注文しても手に入りにくい状況が続いてお ります。今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、町民の皆さんには、今月 中には1世帯1箱配布を予定させていただいております。また、援者や応援団体からマス クの寄附の声をいただいておるとこでございまして、町内で、入った段階ではございます

が、有効利用に努めてまいりたいというふうに思っております。

話は替わりますけれども、春の叙勲についてでございますが、鳥取県内47人の関係者がおられます。その中で、宮内の鎌倉真栄さんが受章の栄誉となりましたので、御報告を させていただきたいと思います。長年の選挙管理委員会委員の事務等の功労という内容で ございまして、旭日単光章を受章されました。

最後になりますが、本日の臨時議会に上程させていただいておる案件ですが、専決処分 の承認が2件、条例の一部改正4件、財産の取得1件、補正予算2件、人事案件2件であ

ります。御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
なお、承認後に当たりましては、新型コロナ対策関係の手続につきましては、速やかに実施してまいりたいというふうに思っております。事業者の皆様の関連につきましては、 日南町の商工会に協力を要請をさせていただいております。様々な悩みがあるというふう に思っておりますので、御相談をいただければというふうに思います。

以上、開会に当たりまして、冒頭の御挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよ ろしくお願いします。

日程第3 議案第48号 及び 日程第4 議案第49号

〇議長(山本 芳昭君) タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから日程第3、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて(日南町税条例の一部改 日程第4、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて(日南町国民健康 保険税条例の一部改正)、以上、専決処分関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第48号、専決処分の承認を求めることについてということ で、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、日南町税条例の一部改正に 別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定によりまして本議会に報告し、 承認を求めるものでございます。

概要ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、日南町税条例の一 部を改正するものでございます。

内容につきましては、大きく3区分ということで、町民税、固定資産税、それと法改正 に伴う条ずれ、項ずれの修正を行うものでございます。

町民税のほうですが、2点ありまして、1点は、寡婦の控除の見直しということで、寡婦、寡夫がありますが、婦人のほうと夫のほうと両方ということでありますが、婚姻歴に かかわらず未婚の独り親に寡婦控除を適用する、両方の寡婦、寡夫であります。寡婦に寡 夫と同じ所得制限を設けるということで、いわゆる婦人の寡婦と夫の寡夫と同じ所得制限 に設定するという内容であります。もう1点は、子ありの寡婦の控除額、子ありの寡夫の 控除額、いわゆるお子さんの控除額につきましても同額とするという内容であります。

2点目ですが、企業版ふるさと納税拡充延長という内容であります。税額控除等の拡充 等の措置を講じるとともに、寄附の時期の制限を緩和するということでありまして、いわゆる税額控除の内容ですが、現行が損金の算入と法人住民税、法人税、法人事業税があり ますが、現在は合わせまして寄附額の約6割を控除する内容でありますが、改正内容は、 その6割を9割に変更するということで、寄附の額の控除の拡大という内容です。期間に つきましては、5年延長するという内容であります。

続きまして、固定資産税ですが、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題 に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から改正するもの

でございまして、主に2点ということであります。 1点目は、現に土地を所有している者の相続人の申告の制度化ということであります。 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対しまして、 町の条例で定めるところによりまして、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができるという内容です。もう 1 点は、使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。調 査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対 して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとするという内容でございます。 施行期日ですが、令和2年4月1日施行ということでお願いします。 次に、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてということで、地方自治法

第179条第1項の規定によりまして、日南町国民健康保険税条例の一部改正について別 紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項によりまして本議会に報告し、承認を求 めるものでございます。

概要ですが、地方税法の施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布さ

れ、この法改正等に伴いまして日南町の国民健康保険税条例の一部を改正するものでござ います。

大きく内容ですが、3点であります。1点目は、基礎課税額の限度額ということでござ いまして、いわゆる国保税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ、現行61万円です が、2万円アップの63万円に、もう1点は、国保税の介護納付金課税額に係る課税限度 額の引上げということで、現行が16万円ですが、1万円アップの17万円という内容で ございます。

2番目ですが、減額対象となる所得基準ということで、軽減割合が5割あるいは2割と いうところがありますが、それぞれの額を5割の場合は28万円を28万5,000円に、2割軽減の方については51万円という数字を52万円に上げる内容でございます。 3つ目としまして、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例ということでござ いますが、未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設しており ます。

内容につきましての説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。 〇議長(山本 芳昭君) これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

8番、久代安敏議員。着席のままお願いします。

- 〇議員(8番 久代 安敏君)税条例の一部……。
- 芳昭君)議案番号を。 〇議長(山本

安敏君)すみません、専決処分の一部改正の最初に町長が説明され 久代 〇議員(8番 た町税条例の一部改正についてですけども、いわゆる法人のふるさと納税ですよね。それ が損金算入が現在6割から9割に損金算入できると、企業会計上できるような仕組みになるという説明だったわけだけども、実際に日南町にふるさと納税をされている法人格の方 は何団体ぐらい前年実績であるのかということについて示していただきたいというふうに 思いますし、今ふるさと納税の在り方について全国的にもいろいろ問題が、要するに納税 額に対して返礼品の額が多過ぎるということで総務省も一定の方針を出しとるわけだけど これについての考え方と2点お知らせください。以上です。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村 英明君)1点目の前者の企業版ですけれども、現在までの実績ですが、1 件、昨年度というふうに理解しとります。

で、 「日本度というふうに理解してります。 あわせて、次の通常のふるさと納税のほうですけれども、現在、国のほうの通達から返 礼品は3割というところがあっとりますので、それについては、従来からその内容で日南 町の場合は行っておりますし、産品も町内産っていうか、そういう条件も入っております ので、国に応じた形での内容で今推進をしてるというふうに思っております。以上。

〇議長(山本 芳昭君)以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。 日程第3、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて(日南町税条例の一部 改正)の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

芳昭君)討論を終結します。 〇議長(山本

これより採決を行います。

議案第48号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されま した。

日程第4、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて(日南町国民健康保険 税条例の一部改正)の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

芳昭君)討論を終結します。 〇議長(山本

これより採決を行います。 議案第49号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されま した。

議案第50号 から 日程第8 日程第5 議案第53号

〇議長(山本 芳昭君) タブレット39ページから日程第5、議案第50号、日南町固定

資産評価審査委員会条例の一部改正について、日程第6、議案第51号、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第52号、日南町国民健康保険条例の一部改正について、日程第8、議案第53号、日南町介護保険条例の一部改正につ いて、以上、条例の一部改正関係4議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第50号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に ついて。次のとおり、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することにつきま して、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでござ います。

概要ですが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正が令和元年 12月16日から施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。 内容としましては、第6条及び第10条に引用する法律名、いわゆる行政手続等におけ る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めるとともに、条ずれの修正を 行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。 続きまして、議案第51号、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。 次のとおり、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することにつきまして、地 方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。 概要ですが、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例の施行に伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、後期高齢者医療保険から傷病手当金が支払われることとなることから、町の行う事務を追加するもので ございます。

内容としましては、町の行う事務に傷病手当金の支給申請に係る事務を追加するもので ございます。

若干の説明をさせていただきますと、内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症 対策本部が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策としまして、国民健康保険及び 後期高齢者医療におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷 病手当金を支給する市町村等に対し、支給額の全額につきまして国が特例的な財政支援を 行うことが決定されたことを受けまして、厚生労働省から市町村等に対しまして傷病手当 金の支給を行うことを検討するよう要請がなされました。 このことに伴いまして、新型コロナヴィルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手

当金の支給に関する特例を定める必要があるため、今回、条例を訂正するものでございま す

施行期日ですが、この条例は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとしております。

続きまして、議案第52号、日南町国民健康保険条例の一部改正について。次のとおり 日南町国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、国民健康保険被保険者である被保険者が新型コロナウイルスに感染し、ま たは感染が疑われる場合で仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部 を受けることができなくなったときに、傷病手当金を支給することができるよう所要の規 定の整備を行うものでございます。

内容ですが、傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のために労務 に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して 3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について支給するものでございます。傷病手当の支給額は、1日につき直近の継 続した3か月間の給与等の収入額の合計額を就労日数等で除して得た額の3分の2に相当 する金額とすることとしております。

施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の日南町国民健康保険条例 の附則第1条から附則第3条までの規定は、これらの規定に該当した場合に被保険者に対 して傷病手当金の支給を始めることとなる日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する傷病手当金の支給に適用をしたいと思っております。

続きまして、議案第53号、日南町介護保険条例の一部改正について。次のとおり、 南町介護保険条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定 により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部 を改正する政令、この法律が令和2年4月1日から施行となったため、日南町の介護保険

条例の保険料率について所要の改正を行うものでございます。 内容ですが、いわゆる低所得者層に係る介護保険料の軽減の措置を拡充するものでござ います。この保険料の減額賦課につきましては、令和元年の10月の消費税率の10%への引上げに伴いまして実施することとされておりましたけれども、令和元年度につきまし ては完全実施までの2分の1の減額幅の基準に定めておりました。今般、令和2年度から の消費税率10%を引上げの満年というか、100%という意味ですが、年度に伴いまし て保険料の軽減を完全実施することとなりましたので、当該減額に係る基準が定められた ことから、条例の保険料率を改正するものでございます。

施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するも

のでございます。

日南町の介護保険の段階が10段階ありますが、そのうち今回の改正に該当するところ は、第1段階、第2段階、第3段階の区分に該当する者でありますので、資料のとおり、 第1段階の方は0.3の率、第2段階につきましては0.5の率、第3段階につきまして は0. 7の率で令和2年度からの保険料の基準とさせていただきたいという内容でありま す。以上でございます。 〇議長(山本 芳昭君)これより各案に対 まず、議案第50号の質疑を許します。

これより各案に対する質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

- 〇議員(8番 久代 安敏君)鳥取県の高齢者の広域連合議会が開かれて、最終的に…… (「今、固定資産」と呼ぶ者あり) ごめんなさい、次の議案でした。すみません。
- 芳昭君)よろしいですか。 〇議長(山本
- 〇議員(8番 久代 安敏君)はい。 〇議長(山本 芳昭君)次に、議案第51号の質疑を許します。 8番、久代安敏議員。
- 〇議員(8番 久代 安敏君)鳥取県後期高齢者の医療連合で最終的には議決なされると いうことですけども、この傷病手当ですよね、これは、いつ予定されていますでしょう か。附則のことです、附則について説明を求めます。

〇議長(山本 芳昭君)淺田住民課長。

- 〇住民課長(淺田 雅史君)後期高齢者連合の議会、4月27日に可決されましたので、 その日が後期高齢の条例改正がなされて施行された日ということでございます。
- 〇議長(山本
- 〇議員(8番
- | 芳昭君)8番、久代安敏議員。 | 久代 安敏君)了解いたしました。以上です。 | 大昭君)次に、議案第52号の質疑を許します。 〇議長(山本 3番、岡本健三議員。
- 岡本 健三君) この改正、要は、ほかの国民健康保険以外の保険では普通 〇議員(3番 認められている傷病手当、つまり病気になったときに収入の補償をするというそういう手 認められている場所手ョ、つまり病気になったとさに収入の補債をするというぞういう手当を、今度、新型コロナウイルスに限って、しかも被用者の方に限って、つまりこれは事業主の方は入らないわけですね。御自分で商店をされてるとか宿泊業をされてるとか、もちろん農業者の方も普通は入らない、被用者の方だけという非常に限定された改正になってるわけですけれども、国保でこの傷病手当が出ないという問題は従来からずっと問題になってることだと思うんですけれども、この機会にこれを拡充して、新型コロナウイルスだけでなくてほかの病気に対してもということと、あと、被用者のみでなく事業主に対しても補償できるような、そういう改正にするということもできると思うんですけれども、その記し執行部のお考えたお問ましたいと思うくですが、いかがでしょうか その辺、執行部のお考えをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

- 〇町長(中村 英明君)すみません、今回については、こういった状況の中でのコロナ対 策でありますので、おっしゃられたような内容につきましては今後の課題だというふうに 思っとります。以上です。
- ○議長(山本 芳昭君)次に、議案第53号の質疑を許します。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 〇議長(山本 芳昭君)以上で質疑を終結します。

ごれより、討論、採決を行います。 討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第5、議案第50号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての討 論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。 これより採決を行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されま した。

日程第6、議案第51号、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての計 論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。

これより採決を行います。 議案第51号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されま した。

日程第7、議案第52号、日南町国民健康保険条例の一部改正についての討論を許しま す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第52号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されま した。

日程第8、議案第53号、日南町介護保険条例の一部改正についての討論を許します。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されま した。

日程第9 議案第54号

〇議長(山本 芳昭君)タブレット45ページから日程第9、議案第54号、財産の取得 について(除雪ドーザ8 t 級購入)を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第54号、財産の取得について(除雪ドーザ8t級購入)で でざいます。次のとおり財産を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項の 規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。 内容ですが、取得財産の内容ですが、除雪ドーザー8トン級の1台でございます。予定

価格ですが、1、171万5、000円、消費税あるいは地方消費税を込みでの金額でこ ざいます。

契約の相手方ですが、住所が鳥取県米子市熊党125の1、株式会社原商米子支店支店 長、細田典昭でございます。 契約の締結の方法ですが、一般競争入札でございます。

納期ですが、議会議決の日から令和2年11月の20日まででございます。

以上、よろしくお願いします。

〇議長(山本 芳昭君) これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君)以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。 日程第9、議案第54号、財産の取得について(除雪ドーザ8t級購入)の討論を許し ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第54号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 及び 日程第11 議案第56号

〇議長(山本 芳昭君) タブレット48ページから日程第10、議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号)、日程第11、議案第56号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第1号)、以上、補正予算関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提出者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出の補正ということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,703万1,000円とよれぞれ72億1,902万7,000円とする内容でございます。 内容ですが、補正額が今回の5億1,703万1,000円ということで、このたびの

内容ですが、補正額が今回の5億1,703万1,000円ということで、このたびの補正予算につきましては全てが新型コロナウイルス感染症の拡大防止あるいは緊急経済対策に係る内容であります。

なお、国のことも含めてですが、急な状況が続いておるということでありまして、今回、地方の自治体のほうに地方創生臨時交付金という形で、いわゆる国の予算ベースで1兆円というところが出てきております。内容につきましては、まだ5月1日付でこないだ、その1兆円の使途が国のほうから示されたということもありまして、若干、特に歳入に関しましては、取りあえず項目的に入れてるものと、そういった内容とに分かれておりますので、今後の5月の20日までが実施計画をそれぞれの市町村が出すということになっとりますので、そういったことも含めて御理解いただきたいというふうに思っております。

今回の補正予算の歳入ですが、国庫支出金ということで4億8,214万3,000円を見込んでおります。内容としましては、特別定額給付金事業の補助金ということで、いわゆる一般的に言われております国民1人10万円の経費でありまして、4億5,073万7,000円を予定しております。

万7,000円を予定しております。 また、先ほど申し上げました地方創生の臨時交付金を現時点では2,129万 3,000円を見込んでおります。また、コロナ対策として、子育ての世帯の皆さんへの 臨時特別給付金ということが出てきておりますので、その補助金額を563万8,000 円、そして教育課のほうのGIGAスクールの整備事業費補助金ということで447万 5,000円を見込んでおります。あと、繰入金として3,488万8,000円を予定 しておりまして、財政調整基金の繰入金から対応をさせていただきたいという内容にして おります。

歳出のほうですが、一般管理のほうで4億6,508万1,000円ということで、コロナ関係でマスクの配布事業を行ったりしたいと思っておりますし、また、冒頭申し上げましたように、休業要請の協力金として600万円、それと特別定額給付金の給付事業として4億5,000万余り、感染症の資材等に10万円を見込んどります。また、広報公聴事業ということで17万5,000円ということで、いわゆる広報紙を今、各自治会のほうに配っとりますけども、それ専用の梱包物を入れるボックスを設置したいということで予定しとります。

続きまして、電算管理運営事務ということで、約300万円余りを予定させてもらっとります。いわゆる役場の中もそうですが、会議の分散あるいは在宅勤務に係るインターネット系というものの構築を図っていきたいという費用を計上しとります。また、民生一般管理事務ですが、福祉保健課の管轄ですが、563万8,000円ということで、小学校等の臨時休業等に伴いました子育て世代の臨時特別給付金ということで、1人1万円の上乗せをする事業を上げております。

それと、企業支援対策事業ということで3, 159万円ということでありまして、今回の町内の飲食業あるいは宿泊業等をはじめとした事業者の皆さんへの緊急支援対策として上げております。1番目に、日南町の経営診断の診断をする計画策定業務ということで99万円、それと、事業者の緊急支援の応援金ということで3,000万円を予定させてもらっとります。防災対策事業として150万ということで、感染予防に係る備蓄の確保をしていきたいというふうに思っております。それと、学習指導事務ということで、小学校、中学校費にそれぞれですが、国のGIGAスクール構想がありましたが、国の補正予算の前倒しというところが出てきましたので、それに対応したいというふうに思っております。

一般会計は以上であります。

続きまして、議案第56号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第1号)でございますが、病院事業収益のほうで補正予算額として198万2,000円を見込んでおり ます。いわゆる施設介護サービスの収益ということでの内容でございます。病院事業費用 につきましては、同額の198万2、000円を見込んでおりまして、今回のコロナ対策 ということで、防護服だとかマスクだとかそういったものだとか、それと、屋外診察用の

コンテナを設置しとりますので、それの賃借料ということでの内容でございます。 それと、資本的支出のほうでございますが、173万8,000円を見込ませていただいとります。こういったコロナ関係も含めてですが、いわゆるWiーFi環境を整備してタブレット端末を利用した遠隔面会を実施したいということで、既に長く病院のほうの面会を禁止をしてる最中でありますので、患者と家族の皆さんの不安を取り除くための対策 をしていきたいというふうに思っておりますし、また、今後の遠隔診療等のAI普及にも 対応可能だというふうに理解しとりますので、御承認を賜りますようにどうぞよろしくお 願いします。

説明は以上で終わります。

○議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。 ○総務課長(木下 順久君) 失礼いたします。私のほうから、ただいま提案を町長のほう からいたしました一般会計、病院会計補正予算それぞれにつきまして、若干追加の説明を させていただきたいというふうに思います。

町長からもありましたとおり、今回の補正は全てがコロナウイルス対策関連の補正をお 願いするものでございまして、若干スケジュール感とか実施方法も含めまして個々の施策 の説明をさせていただきたいと思います。

前段で、まず、国の地方創生臨時交付金につきまして、町長のほうからもありましたと おり、今回、国のほうから6、173万9、000円を日南町としての限度額として交付 予定だということで、5月7日に最終の数字が参っております。全国で1兆円、その中で 鳥取県分が今回73億7,400万ということで、そのうち鳥取県が約46億7,000万、町村分が27億という割り振りでございます。その中で日南町は6,100万という ふうな限度額が参っておるとこでございます。今回その6,100万の財源も一部財源と して活用しながら補正予算のほうを組み立てさせていただいております。

そのほか、説明でもありましたとおり、特別定額給付金給付事務、 これは別の国の補助 事業として10分の10で補助金が参っております。また、子育て世帯の臨時特別給付金につきましても別枠で参っております。また、教育課のほうで予算要求させていただいておりますタブレットの購入経費、GIGAスクール関係、これにつきましても、臨時交付おりますタブレットの購入経費、GIGAスクール関係、これにつきましても、臨時交付 金と併用しながら10分の10の事業として予算立てをさせていただいておるとこでござ

そうしますと、タブレットのほうの議案の後半になります74ページから先に予算関係 説明資料、総務課から始まっております。これに沿って個々事業について若干説明をさせ

ていただきたいというふうに思います。 まず、74ページ、一般管理事務、総務課でございます。こちらにつきましては、大きく4本の事業立てをしております。まず1点目、日南町サージカルマスク配布事業につき ましては、今現在、いわゆる使い捨てのサージカルマスクがなかなか手に入りにくい状況 が続いておる中で、町民の方に不安を解消するという目的がまずは優先すべきではないか という観点から、全世帯に50枚入りのサージカルマスク1箱を世帯当たり1個ずつ配布 をさせていただく、またあわせて、サイズが違いますので、子供さん用には、保育園、小学校、中学校等も含めたものを1人1箱ずつを配布をさせていただくという事業立てをし ております。若干数的には余裕を持っておりまして、子供さんのサイズ感も含めて柔軟に 対応していきながら、余裕を持った部分については、町内、必要な事業所等に今後配布計 画を立てて配布ができればというふうに考えとります。

配布方法につきましては、全てのものについて郵送での配布を今計画をしておるとこで ございます。学校、保育園等は現地でもという考え方もありますけども、状況によっては 休校あたりも想定されますので、予算的には郵送のもので予定をさせていただきたいと思 います。

それから、2番目の町内事業所の休業要請協力金につきましては、御存じのとおり、 回休業要請に協力していただきました事業者の皆様方、事業所数でいいますと23事業所 になります。また、その中で、宿泊と飲食を兼ねていらっしゃるとこにつきまして、重複 しておりますお店が4店というふうに把握しとります。それぞれに20万の協力金をお出しすればというふうに考えとります。枠的には27でございますけども、こちらにつきま しても一応30ということで余裕を見させていただいた予算取りをさせていただきまし

た。

3点目は、特別定額給付金給付事業でございます。こちらにつきましては、1人当たり10万円ということで、負担金及び交付金のところに4億4,600万ということで、想定4,460人の皆さんに給付をしていくということで、そのほかにつきましては、システム改修ほか事務費的なところを想定をさせていただいて、4億5,000万ほどの補正予算を上げさせていただいております。こちらにつきましても、議決をいただいた後にすぐに申請書を送れるような段取りを今計画をしておるとこでございます。

基本、全て郵送による申請で進めたいと思っております。イメージ的には5月14日までに郵送を終えまして、順次、郵送によりまた申請書を返していただく。5月15日ぐらいから受付事務を始めさせていただいて、書類審査の上で支給決定した上で、早ければ5月中には早い方の支給を始められればというふうに考えておるとこでございます。国のほうの定めによりまして、受付開始から3か月を給付期限としておりますので、5月15日から8月14日までを申請期間として事務をスタートさせたいというふうに考えておるとこでございます。そのほか一般管理事務では、感染防止資材について今後必要なものということで若干の予算組みをさせていただきます。

うことで若干の予算組みをさせていただきます。 財源につきましては、サージカルマスク、それから休業要請協力金については臨時交付金を充てさせていただく、定額給付金については定額給付金の補助金を全て充てさせていただくようにしております。なお、定額給付金の事業費と補助金が若干数字が合いません。補助金のほうが若干膨らんでおるとこでございますけども、これにつきましては、当初予算で組んでおります会計年度職員さんの給与について、一部、数か月分をこの事務に充てさせていただくということで、既存予算からの振替をしております。その関係で一般財源にマイナスの数字が出ておりますのは、そういう事務処理の関係でございます。御承知おきください。

続きまして、75ページ、災害対策事業でございます。こちらにつきましては、1月、2月から感染対策を進める中で、町の備蓄品がだんだんと少なくなってまいっております。これについて確保をするための予算ということで150万。当面これは一般財源で見させていただいておりますけども、今後、臨時交付金の実施計画の中で対象になるということであれば、対象としたいというふうに思っております。

続いて、広報公聴事業につきましては、町長から説明がありましたとおり、広報の配布、自治会長さん宅にいわゆる配布ボックスを置かせていただく、これも人と人とが直接会わないというふうなところで、コロナ対策に合わせての政策的な予算というふうに考えております。こちらにつきましても、一財ではありますが、今後、協議の中で交付金財源というふうな思いも持っております。

続きまして、76ページ、電算管理運営事務でございます。300万ほどですが、こちらにつきましても、今回コロナ関係で役場の職員が在宅勤務をしております。目標を3割というところで、実質が今4割ぐらいの在宅勤務率になっておるかというふうに思っておりますけども、在宅勤務の中でパソコンデータあたりの持ち帰りというのを禁止をしております。そういったところで、やはり在宅勤務の効率がなかなか上がらないという中で、自宅の御自分のパソコンで、役場で使っておりますインターネット系の業務が可能になるような設定変更なり、あわせまして、ノートパソコンを20台ほど購入をさせていただきたいと思います。

また、庁舎内での分散勤務というふうなことを想定しまして、会議室等でコンピューターが使えるような配線や機器の購入というのも併せて考えております。こちらにつきましても、当面は一般財源で想定をしておるとこです。

ても、当面は一般財源で想定をしておるとこです。 続きまして、企業支援対策事業でございます。こちらにつきましては、2点の事業組みをしております。1点目につきましては、町長から説明ありましたが、今回のコロナ関連で経営状態が思わしくないというふうな状況を町内でも既に何件か聞いておるとこでございます。今回5件を想定をして、中小企業診断士による経営診断というものを受けていただけるような委託費を設けさせていただきました。交付金対象としたいというふうに考えとります。

もう1点は、新型コロナ感染症対策事業者緊急支援応援金でございます。こちらにつきましては、今現在、国で持続化給付金と呼ばれております支援制度の補完的な事業として、国の制度は50パー以上減収というところが一つの基準になっておりますけども、それを下回る15%から50%未満の方についても支援が必要だという判断から、そういう方を早期に支援をするということで、2月から5月の任意の3か月間のうち、今言いましたパーセンテージ減少があった場合に上限を30万円として支援をしていくというふうなたことで、今後、国の持続化給付金と調整を図りながら事業展開をしていくというふうな予定でございます。あわせまして、商工会のほうに事務委託をしたいというふうに考えてお

りますので、事務費として2%相当を委託料として上げさせていただいております。

なお、この事業につきましては、国の施策、持続化給付金と内容的にかぶる面があるため、臨時交付金として対象になるかどうかというところを確認をしながら、当面は一般財

源として予算化をさせていただきます。

続いて、78ページ、民生一般管理事務、福祉保健課の部分でございます。これにつき ましては、子育て世帯の臨時特別給付金1人1万円に係る事務の事務費、また、扶助費に なります。合計563万8,000円ということでお願いするものでございます。こちら につきましても、児童手当を受給されてる方が対象ということで、スケジュール的には6 月の児童手当支給に合わせて支給というふうなスケジュール感を持っておりますけども、それまでにいわゆる一般の住民の方については事前に通知をして、拒否されない方以外は 給付をするというやり方になりますし、公務員の方については申請をしていただくという ふうな二通りのやり方で事前に手続を進めた上で、6月支給の児童手当と併給をさせてい ただくというふうな準備になろうかと思っております。

続きまして、教育委員会、学習指導事務、中学校、小学校それぞれに上げておりますけ

てコンテナの賃借を上げております。建設改良費のほうでは、WifFi環境の整備に係 る工事費を上げさせていただきました。こちらにつきましても、当面は一般財源にさせて いただきたいというふうに思います。
長々とすみません、以上で説明を終わります。

〇議長(山本 芳昭君)これより各課に対する質疑を許します。質疑は議案ごとに行いま

まず、議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号)から質疑を行いま すが、73ページからの補正予算説明附属資料に沿って各課ごとに質疑を許します。

初めに、74ページから75ページ上段、総務課について質疑を許します。

2番、古都勝人議員。 〇議員(2番 古都 服 古都 勝人君) このマスク、サージカルマスクって、そのサージカルって いうのはどういう意味が、お聞きいたします。

〇議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

- 〇総務課長(木下 順久君)端的に申しまして、今、議員の皆様方皆さんがしていらっしゃる不織性の三重構造になっておりますマスクのことでございます。
- 〇議長(山本 芳昭君) 8番、久代安敏議員。
- ○議員(8番 久代 安敏君)まず、サージカルマスクも全世帯配布ということで、以前、4月1日に安倍首相が布マスクを全世帯に配るということを表明された時点で副町長にもちょっと要請したんですけども、全世帯にマスクを全戸配ったらどうかということを申し上げたところ、いろいろ町も、先月ですか、型紙等も配られた経過もありますけども、やっぱりサージカルマスクを全世帯に配布しようとするに至った経過について若干説もよったよります。 明を求めたいと思いますが、前回の全協のときには、そういうボランティアでいろいる作 ってもらうという答弁もあったわけでずけど、どうでしょうか。
- 〇議長(山本 芳昭君)木下総務課長。 〇総務課長(木下 順久君)このマスクの供給につきましては、日々状況が変わってございます。前回、全協等でお話をした頃には、到底住民に1人1箱配るような量が手に入るというふうな状況ではございませんでした。この頃、それこそホームセンター等でも見かけるようになってまいりました。少しずつ動いてきてるようでございます。この折でもに 入るというふうな見通しがつきましたので、予算化をさせていただいて、5月中にはお配 りをしたいというふうに考えるようになったところでございます。

○議長(山本 芳昭君) 8番、久代安敏議員。 ○議員(8番 久代 安敏君) それと、マスク配布に当たって郵券料をゆうメールという形で上げておられますけども、ちょうど企画課で新型コロナウイルスの感染防止のための広報梱包物を入れる専用ボックスということも出てますが、できれば、郵送でなしに、そ れぞれ班長さんもおられるし、自治会で、マスクがいつ納入されるかということもよく分 かりませんけども、配布したら若干経費も安く済むじゃないかなというふうにも思います が、その点については何か考え方はありますか、どうでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君) 自治会長さんを通じて配布というところも検討段階ではあり ましたけども、やはりスピーディーにお配りしたいというところ、それと、人と人とが会うという部分をできるだけ住民の方同士では避けていただくという意味で、今回100% 郵送したいというふうな考え方に至ったとこでございます。

〇議長(山本 芳昭君) 6番、岩﨑昭男議員。

岩崎 昭男君) ③番の特別定額給付金の給付についてでございますけれど 〇議員(6番 も、申請の方式は郵送というやり方とオンラインでのやり方、二通りあるわけでございます。国のポータルサイトを見ますと、既に日南町もオンラインにおける申請というのを受け付けておるようでございます。実際の給付は5月中までにできればというお話でしたけれども、郵送でしたら若干郵送にかかる時間が必要となるわけでございます。今オンライ ンで実際申込みをした場合、直近で給付が受けれるっていうのはいつを想定されておりま すでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)現在、5月1日以降、国のほうからのマイナポータルでの申請ができるようになっております。日南町のほうにも、その情報をつないで確認をしておるとこでございます。現在、数件マイナポータルからの申請もあっておるとこでございます。本日の予算成立を受けまして、こちらのオンライン申請のほうも事務処理を進めて、既に終わってる方については5月中にお支払いするという事務が進められるというように 思っておりますので、郵送分と並行して早期の支給というところに努めてまいります。

○議長(山本 芳昭君) 6番、岩﨑昭男議員。
○議員(6番 岩﨑 昭男君) ありがとうございます。まず、申請を受けてその手続等を行って実際に口座に振込をされるわけでございますが、役場として、銀行への振込の処理、これは、いわゆるなるべく早く受給者の方にお届けするという意味合いで毎日その処理、まれるのか、なる報告はある。 理をされるのか、ある程度まとめて、例えば1週間まとめてされるのか、そこら辺のお考 えばどうでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)こちらにつきましても、役場の支払い日が木曜日というふう なことで基本的には決まっておりますけども、現在、出納室のほうと協議しまして、この 定額給付金についてはできれば毎日処理をして、一日でも早くというふうな考え方を持っ ておるとこでございます。 〇議長(山本 芳昭君)3番、岡本健三議員。 〇議員(3番 岡本 健三君)同じく特別定名

岡本 健三君) 同じく特別定額給付金のことなんですけれども、これ郵送 での申込みが原則、オンラインもあるというお話でしたけれども、ということなんですけ れども、やはり申込書を書いて証明するものをコピーして同封して送るということをしな ければいけなくて、御高齢の方にはかなりのこれでもハードルがあると思うので、確実に 給付を受けていただくために、例えば江府町の場合には職員の方が集落に出向くとか、あ と琴浦町では公民館のコピー機を貸し出すというようなことも検討されてるようですけれ ども、日南町ではそういったことは、御高齢への対応というのはどういうふうに考えてお られるでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)この本人確認でありますとか口座の確認事務につきまして は、国からも行うようにという指導は受けておるとこでございますけども、そのQ&Aの 中で、ほかの方法でそういう確実なところが担保できる方法があれば、そういうやり方で もいいというふうな記載もございます。日南町としましては、口座情報を既に登録されて おられる方が多数いらっしゃいます。4月27日時点での世帯数、2,001世帯というふうに把握しておりますけども、そのうち既に口座情報を登録していただいた方が るうに記録しておりようりとも、でシックがに「人」には、 1、880世帯、94%の方が登録済みでございます。この方につきましては、申請書に 口座情報を先に表示をさせて送らせていただいて、これにチェックをいただいた場合に は、本人確認も口座情報も確認できたという判断をさせていただきたいと思ってますの で、9割以上の方はそのまま署名とチェックを入れて返していただければお支払いができ る、残りの120世帯ぐらいにつきましては、どういう方法でやるかにつきましては、今後できるだけ細やかな対応をしていきたいというふうに考えています。

芳昭君) 3番、岡本健三議員。 〇議長(山本

〇議員(3番 岡本 健三君)確認ですけども、じゃあ、通常のやり方とは違って、本人 確認書類は、口座が分かってる方についてはもう最初から要求しないという、そういう案 内が行くわけですよね。

〇議長(山本 芳昭君)木下総務課長。

○総務課長(木下 順久君)申請書にそういう記載例を書いてお送りするようにしており

ますし、今日以降送りますということも含めて、そういったことも含めたお知らせを防災無線、3チャンネル等でしていきたいというふうに考えております。

○議長(山本 芳昭君)次に、75ページ下段から77ページ、企画課について質疑を許 します。

8番、久代安敏議員。

〇議員(8番 久代 安敏君)ちょっと先ほども言いましたけども、このボックスですよ ね、どういう形状のものを考えておられますか。

〇議長(山本 芳昭君)實延企画課長。

〇企画課長(實延 太郎君)ロ頭にて失礼いたします。イメージとしまして、灯油のタンクを屋外に置けるようなタイプ、灯油タンクでいいますと、18リットル入りのタンクを3つから4つ程度入れられるような大口のオープン式なボックスを想定をしとるとこでご ざいます。なお、それぞれに南京錠も、併せて施錠ができるタイプで現在のところ調整を図っておるところでございます。以上です。

〇議長(山本 芳昭君)4番、荒木博議員。

〇議員(4番 荒木 博君)企画課の企業支援対策事業について伺います。 その中で、日南町型コロナ感染症対策事業者緊急支援応援金という30万円の100企 業にしている事業でありますけども、それについて添付書類で要綱がついておりましたのでそれをずっと読んでみますと、令和2年2月から5月までのうちの3か月間を選んでということでありますが、私も商工会員でございますけども、例えば事業が今、緊急事態宣

言で4月、5月の契約がないということになりますと、逆に6月、7月、8月の仕事のほ うが減ってくる可能性があるというわけで、この期間について、ちょっとどうしてこの期

間を設定したか、まず伺います。 〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村 英明君)今回は第一弾というふうな捉え方をしておりまして、要は、前回 にも申し上げたというふうに思っておりますが、廃業させないというスタンスで、早期な いわゆる対策という形で今回を整理させていただいております。いずれにしましても、今 後、よく言われてるのが観光、宿泊業、飲食業というのが主体だというふうに、そういう 実態が今あるというふうに思っておりますが、これからは、第二弾と言やおかしいです が、周辺の営業、他の業種の皆さんにも当然影響が出てくるというふうに思ってますし 現在でも、率は違うかもしれませんが、徐々にそういう声を聞いております。ですから今回は5月までで区切ったのは、あくまでも、初期段階言やおかしいですけども、第1段階というふうに御理解いただければと思います。今後は、状況を見ながら第2段階の中で支援することによりによることにある。 援を考えていきたいというふうに思ってますし、内容もそれなりの聞き取りをしながら判

〇議長(山本 芳昭君) 4番、荒木博議員。

断、政策組みをしていきたいというふうに思っております。

博君)ただいま、これは5月までの第1段階で、状況を見て、例 荒木 〇議員(4番 えば6月、7月、もっと状態が悪い企業なんかが申請をした場合、100企業となってますけども、そういうときには第2段階というのをまたされるわけでしょうか。 〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村 英明君)それを視野に今現時点では考えていきたいというふうに思っとり

博君)考えていただくのは結構ですが、実行していただきたいと いうのが私の気持ちでありますので、事業としては、本当に4月、5月で緊急事態宣言が 出て、契約とか駄目になったといった実態で数字で上がってくるのはその先になるんです よね。6月の仕事がない、7月の仕事がないというような状態になりますので、その国の 支援から漏れた事業であるというふうに解釈すれば、国と同じような期間、例えば国は5 月から来年の1月、何日だったかちょっと覚えてませんけど、の期間受け付けるわけです ね。そういうふうにはできませんか。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村 英明君)御承知のとおり、今、国のほうでは、第2次補正というところで 様々な例えば家賃補助だとか学生の支援だとか、そういった動きが新たな形でこれから出てこようとされてます。ですから要は、今回の一弾という話をしましたのは、第二弾ももなる人は別になりてきまっています。 ちろん状況に応じて考えていきたいというふうに思ってますので、いわゆる国がどこまで やられるのかということも踏まえということと、町内の状況がどうなのかということをや っぱり踏まえて考えていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、あるい は、現時点、5月までの今回の内容を30万としておりますけども、状況によってはまた 変えるということだってあるのかもしれません。ですから、少し状況把握をする中で、今

回の事業の中でおおむね町内の企業の皆さんの動向が、状態がある程度目安がつくのかな というふうな思いがありますので、そういったところを鑑みながら次の第二弾の対策っていうものを、経済対策であったり、生活対策であったりということを考えていきたいというふうな思いでありますので、ここでストップというわけではないので、その辺は柔軟に お考えいただきたいというふうに思ってます。以上です。

〇議長(山本 芳昭君)4番、荒木博議員。

○議員(4番 荒木 博君)取りあえずですが、申込み期限というのが6月30日までということになってるんですね。ですから申込み期限が過ぎんとどのくらいあったか、そういう判断がなかなかできにくいと思うんですよ。ですからここは第一弾で、第二弾、第三弾というのも実行するということでよろしいですか。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

英明君)基本的な考え方として私自身思ってるのは、今回の新型コロナの 〇町長(中村) 関係っていうのは、誰が悪いというわけではないというふうに思ってます。ですからそう いった観点でいきますと、できるだけ100%というわけにはならない部分もあるかもしれませんが、基本的には、やっぱり自助もお願いしないといけないというふうに思ってま すし、共助の在り方もあっていいと思うし、それこそ公助ももちろんあっていいというふうに思ってますので、そういったバランスも必要だろうというふうに思っとりますが、で きるだけ対策を、特に減少された業種の皆さんについてはそれなりの対策を打っていきた いというのを基本に思っとりますので、そういったところを、商工会あたりの皆さんと一 緒にコミュニケーションを図っておりますので、それを継続しながら、実際の現場の皆さんの声をできるだけ小さくとも拾い上げるような形が取り組めればいいかなというふうに

んの声をできるにいかで、ここには思っとります。以上です。 は思っとります。以上です。 ○議長(山本 芳昭君)4番、荒木博議員。 ○議員(4番 荒木 博君)実際の手続というのは商工会が実行するわけですが、商工 ○議員(4番 荒木 博君)実際の手続というのは商工会が実行するわけですが、商工 ね。それについては全然関係ないわけですか。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村 英明君)今回の応援金あたりも、会員のみというわけではなくて全体をお 願いするようにしております。ですから、その観点で事務経費も同様な考え方をしており

ます。以上です。
〇議長(山本 芳昭君) 1番、大西保議員。
〇議員(1番 大西 保君)私は、このたび国の係らないところ、15パーから49パーということについて大変評価したいと思いますし、30万円を上限ということですが、 先ほどの同僚議員の質問もありましたが、100事業所というのはどのような見積りで 100事業所、今回の対象は中小企業、小規模、個人経営、ブリーランスと国はそう言っ ておりますので、どのぐらいの総枠のうち100事業なのか。1つは、日野町でいきますと予算枠で10事業で500万、1件50万というような、これは新聞であくまで出てるものなので、日南町としてどれぐらいの枠が、枠いうか、100事業所の予算ですが、幾らぐらいの底辺の幅広いことをされて100だったのかをちょっと教えていただきたいん ですが。

芳昭君)中村町長。 〇議長(山本

英明君)現在、商工会員が136事業体だったというふうに思ってます 〇町長(中村 し、また、会員以外も含めて商工業者が170幾つだったというふうに思っとります。 すから、ちょっとどういう結果になるか分かりませんけれども、そういったところでおおむねまず第1段階の予算額については約100企業というところを目安として上げさせていただきましたので、実態に応じて、またさらにということはお願いせざるを得ないといるのは生まれてことされないところに思った。 うのは生まれてこようかなというふうに思っとります。以上です。

〇議長(山本 芳昭君) 1番、大西保議員。

保君) もう1点よろしいでしょうか。同じ企画課の中で先ほどあ 大西 った自治会へのボックスなんですが、33自治会で37個となっておりますが、これは予備の4なのか、1自治会で2つ持っていくとこがあるのか、それをちょっとお聞きしたい んですが。

〇議長(山本 芳昭君)實延企画課長。

〇企画課長(實延 太郎君)失礼いたします。毎月の広報の配布につきましては、量が多い月、少ない月ばらつきはございますが、特に世帯数の多いところにつきましては、梱包が5つないし6つになるところもございます。それらを勘案しまして多いところには大き めのボックスを予定はしておりますけども、1つの梱包で収まり切らない数の想定をして 2つないし3つというところで今後調整をさせていただきたいというふうに考えとりまし

て、現在37個を想定しとるということでございます。以上です。

芳昭君) 6番、岩﨑昭男議員。 〇議長(山本

岩崎 昭男君) 電算管理の事務について伺います。 〇議員(6番

緊急事態ということで、インターネットを使った形での在宅勤務を行うということでこ ざいます。やはり緊急事態とはいえ、個人情報の漏えいというのは非常に相反する部分が あろうかと思います。そういうところで、具体的にどのようなセキュリティーを持って安 全ないわゆるテレワークになるのかということを伺いたいのと、もう1点、端末が家に存在しない職員用としての端末という表現がございますが、いわゆるパソコンが家にない方 ですよね、その方はネット環境もないんじゃないかと思うんですが、そういう方はどのよ うにして在宅勤務をするんでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)實延企画課長。

〇企画課長(實延 太郎君)御質問のまず1点目のセキュリティーの関係でございます が、詳細については今後詰めていきたいと思いますが、段階を追って御説明いたします と、まず、できない環境をできる環境にやりたいというとこが第一義でございます。中に は、持ってない職員については、パソコン等で事務作業ができるというところからスタートになってまいります。続いて、インターネットの接続についてでございます。まず、役場の基幹系であるとかLG系という言い方のものに分類されるものは、これは接続をして はそもそもいけないという認識の中で、これは家からもつながないように考えとります。 インターネット系につきましては、今、共有ボックスを役場内でも分離させております。インターネットを分離しておるわけでございますが、そこに安全性を講じた上で閲覧なり作業ができるようにするというイメージを想定をしとります。その上での対策です が、一応ファイアウオール等のポリシー制限といいますか、国や県に準じた対策を講じて

いきたいと思っておりますが、今具体的な名称というものは今後ちょっと詰めていきたいと正直思っておるとこでございますが、まずテストを重ねて安全性が確認できた上で実行に移してまいりたいというふうに考えとります。 それから、20台の台数でありますけども、今後、在宅以外のところの活用も視野に入 れていきたいと思っておりますが、当面20台で貸し出したり、あるいは庁舎内の分散と

いうところでも活用していきたいと思っておるところでございます。以上です。 〇議長(山本 芳昭君)よろしいですか。

6番、岩﨑昭男議員。

〇議員(6番 岩崎 昭男君) 2点目ですけども、いわゆるネット環境がない職員、自宅に、この方へのネット環境はどのように提供されるかということでございますが、再度お 願いします。

〇議長(山本 芳昭君)實延企画課長。

〇企画課長(實延 太郎君)漏らしており、申し訳ございません。当面は、データ環境が整う場所、例でいきますと、各地域振興センターなどは使えるところでございます。密を 避けたり、あと、在宅という考え方も、いわゆる自宅のみならず、現場へ出かけるってい うところも在宅の一つでも多用な働き方というのは柔軟に対応していく必要はあろうかと 思いますので、個別の自宅等でどうしてもしなければならないという事情のときには詳細を詰めたいと思っておりますが、できればネット環境が現在あるところからやっていきたいというふうに考えておるとこでございます。以上です。

〇議長(山本 芳昭君) 3番、岡本健三議員。 〇議員(3番 岡本 健三君) すみません、今のことについて確認なんですけど、インタ ーネット系ネットワークを遠隔操作っていうのは、役場のパソコンを遠隔操作するという わけではないんですか。 〇議長(山本 芳昭君) 實延企画課長。

〇企画課長(實延 太郎君) お尋ねのところで、自宅なり、インターネット環境があるところから指定した場所へ口グイン、アクセスしていただいて、そこからデータが使用でき るようにすると、かつ安全性を担保した上で運用したいというイメージで御理解賜われば と思っております。以上です。

〇議長(山本 芳昭君) 3番、岡本健三議員。

岡本 健三君)分かりました。そしたら、クラウドを使うという、そうい 〇議員(3番 うイメージですか。分かりました。

それで、私がちょっと質問したいのは、77ページのほうの、先ほどもありましたけど も、新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援応援金なんですが、先ほど町長、現場 の声をお聞きになってということでおっしゃってたんですけども、ちょっと私自身の聞き 取りなんでどこまで正確な数字が出てるか分からないんですが、業者さんによっては、も う1か月で50万円の損失が出てるというようにおっしゃってる方もおられたんですけれ ども、この30万円の限度額の基準というか、そういうのはどういうふうにお決めになっ たか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村) 英明君)企業の皆さんの体力、体力じゃないですが、千差万別だろうとい うふうに思っとります。極端に言えば、年収が3,000万だとか5,000万の個人事 業主もおられれば、300万の個人事業主もおられるっていうふうに思っとりますので、 ですからその辺を上限に合わせるっていうのか、下限に合わせるのかということももちろんあるかもしれませんが、一般的に今言われてるような状況の中での数字っていうのが、これぐらいが町村レベルでは適当なのかなというふうな判断でありますので、特別、算出基準をどうこう持ってということではなくて、アバウトな捉え方かもしれませんけれども、上限がこれぐらいあれば何とか預遇ってまたまるなどのなったという思いでも、 も、上限がこれぐらいあれば何とか頑張ってもらえるんじゃないのかなという思いであり ます。以上です。

芳昭君) 3番、岡本健三議員。 〇議長(山本

岡本 健三君) もちろん計算式を出してくれって言うつもりはないんです 〇議員(3番 けれども、休業補償の20万円と30万円を加えても50万円なわけですね。それで、しかもこれは3か月分ということになって、休業じゃなくて休業協力金ですね、補償って言っちゃいけないんですが、休業協力金と加えても50万円ということなんですが、何て言ったらいいんですか、も50分貯金とかもあるでしょうし、それでやっていけるという、 そういう確信を持ってこの算出されてる額なんでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。 〇町長(中村 英明君)確信があるかないかというよりも、あくまでも今回の分は応援金でありますので、ですからそういう気持ち的なところ言やおかしいですが、そういったと でありますので、ですからてりいり気持っ的なこころ言に配かしいこうが、こういったこころで御理解いただきたいというふうに思っとります。ただ、先ほど言いましたように、これ今回が第1次だというふうに思っておりまして、第2次の段階でできれば公助と共助ができる形のものがつくれたらよりいいのかなというふうには思ってます。いずれにして も、減少幅がそれぞれの業種によってもそれで違ってきますし、また、これからも違って くるんだろうというふうには理解しとりますので、そういった枠組みの中でこれからも第 二弾を考えていきたいというふうに思っとります。

〇議長(山本 芳昭君) 3番、岡本健三議員。

岡本 健三君) ぜひ事業者の方がやる気を失わないような援助をしていた 〇議員(3番 だきたいと思うんですけれども。それで、ちょっと参考までに伺いますが、今おっしゃった公助と共助を組み合わせるとおっしゃってたのは、例えば民間からの募金なんかを募るというようなことも考えられるというような、そういうことなんでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

英明君)募金かどうかっていうことは別として、いわゆる住民の皆さんも 〇町長(中村) 参画できる形というものがつくれればよりいいのかなというふうに思っております。先ほ ど申し上げましたように、今回の原因者は誰でもないので、お互いが町内の苦しんどられる皆さんを助け合うっていうやっぱり意識づけというところを高めていくことも今回は必要ではないのかなという個人的な考え方を持っとりますので、そういった意味での在り方をこれから関係者の皆さんとも協議しながらつくり上げていきたいというふうに思っとり ます。

芳昭君) 3番、岡本健三議員。 〇議長(山本)

〇議員(3番 岡本 健三君)はい、分かりました、その点は。 それで、ちょっとまた別の質問になるんですけれども、同じこの応援金についてなんで すが、先ほど総務課長の説明で、とにかく国の持続化給付金と重ならないということを非常に強調されてたんですけれども、これは何かその給付のルールとか、そういうようなも のがあって重なってはいけないということがあるんでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)實延企画課長。

〇企画課長(實延 太郎君)この仕組みにつきましては企画のほうで整理をしとりますの で、私から答えさせていただきますと、まず50%以上の減少が確認されたところが国か で、私から合えさせていたださまりと、まりっし物以上の減少が唯識されたことが高から 6100万円ないし200万円の給付が行われるというそもそものものでございますが、 50%以上という区切りを国においてされたとするというところで、じゃあ、それ以下の 減少で大変経営が厳しいとおっしゃってるところをどうするんだというところを町として も応援したいというのが、そもそものこの制度の設計でございます。その上で、じゃあ、 両方を受け取るとなりますと、これ趣旨がまた変わってくるところで、スピーディーに、 かつ皆さんを幅広に応援したいというのが制度の設計というところで一区切りさせていた だいておるところでございます。したがいまして、15%から49%の方は国によります 持続化給付金では対象とはならないわけでございますが、これを町が応援をさせていただ

いて、第一弾として今回お願いをさせていただくものとして御理解を賜りたく思います。 以上です。

芳昭君) 3番、岡本健三議員。 〇議長(山本

岡本 健三君) 御趣旨は分かるんですけども、ただ、国がこれからどうな 〇議員(3番 るかっていう問題もあるんですけれども、持続化給付金100万、200万でも焼け石に 水だっていうようなことをおっしゃる方も町内の事業者さんでもおられるわけですよ。そ ういう意味では、少しでもそういう方も含めて援助するという意味では、もう15%から 49%と言わずに、もう15%より上、全部取りあえず町の応援金を払いますよと。あと、何条かにあった返還規定ももうなくしますよというふうにしてしまえば、両方受け取って、もしそれで受け取り過ぎたとかっていうことがあれば後で返してもらえばいいわけで、減収額等を合わせて減収額を実際に積算してみて、1年後ぐらいにもらい過ぎたわということがあれば後で返してもらえばいいんで、取りあえず迅速性という意味からも広く ということからも、むしろこの49%というのはなくしてしまったほうがいいような気が するんですけども、それはできないんでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村 英明君)国の制度は制度としても明確に出てきておりますので、ですから それ以下の方の50パーに満たない方を助けるっていうのが今回の考え方です、第一弾と すれば。ですから、確かにおっしゃられるように、100万もらっても200万もらって もまだ到達しませんという話は当然ある話だろうというふうに思っとりますが、そこは切 りがない話だというふうに思っとりますので、今後の展開の中で必要性があるなら考えま すけれども、現時点では今の政策の中で進めさせていただきたいと。いわゆる公助も限度 があるっていうふうに思ってますので、そういう理解をいただきたいというふうに思って

でも相談に乗らなければいけないとは思うし、商工会で全ての事業者がカバーできる状況 なのかどうなのか。いろいろと連携を取って事業を今進めておられるということでしたけど、重ねて確認をしておきたいと思いますが、どうでしょうか。 〇議長(山本 芳昭君)中村町長。

〇町長(中村) 英明君)本日の提案で御承認いただくような形になれば、それなりのPR なりはしていかないといけないというふうに思ってますし、商工会の皆さんにも会員外の 皆さんにも、大体イメージはついとられますので、どこにどういう業者がおられますとい うところは把握されておりますので、そういった方の情報提供はしていただくことになろ うというふうに思ってます。ですから、しっかりとした今回の政策の内容についての情報の発信はしていきたいというふうに思っとります。 〇議長(山本 芳昭君)ここで暫時休憩といたします。再開を11時25分からといたし

ます。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

〇議長(山本 芳昭君)休憩前に引き続き会議を再開します。 次に、78ページ、福祉保健課について質疑を許します。 1番、大西保議員。 〇議員(1番 大西 保君)子供の1人1万円の交付です

保君) 子供の1人1万円の交付ですが、これはいいんですが、こ れによるシステム改修費が200万になっております。340万を交付するのに200万 円のシステム改修費、なぜそこまで要るのか。今回、最初にあった一般管理事務の中でも 日のシステム改修員、なせてこまで安るのか。 今回、最初にあった一般管理事務の中でもシステム改修費が275万ございます。ここでも、マスクを配布するのに子供たち350についてのシステムが入ってると思うんですが、なぜ200万もかかるのか。あくまで340万執行するのに200万、どれぐらいの工数がかかるんでしょうか。 〇議長(山本 芳昭君)渡邊福祉保健課長。

すが、見積りをいただいた段階で、おっしゃるとおり、かなり高額だなというふうには感 じておるところでございます。先日ちょっとこの検証もしていく中で、本当にこのシステ ム改修というものが必要なのかどうかということで課の中でも検討してるところではござ いますが、やはり早い段階での支給というようなことで、現在はシステム改修を行いなが

ら、今月末までにはそういった対象者の洗い出しという形で進めていきたいというふうに 考えておりますので、このシステム改修を行って一日でも早い支給をというふうな形で検討してるとこでございます。

芳昭君) 1番、大西保議員。 〇議長(山本

保君)いや、今いろいろ検討されてるっていうことを言われまし 大西 たけども、200万の予算がかかる。例えば人件費としても何人かかるかということで、 本当にシステムがあって、そこにこの300万円を交付する340人のために本当にどう なのかと、トータルで町として本当にどうなのか。ほかのやつを使えないか。せっかく子供のほうのマスクを配るのにも同じような形で工数を出してるわけですね。それを使えばいいんじゃないでしょうか。再度検討されたらどうでしょう。
〇議長(山本 芳昭君)渡邊福祉保健課長。

〇福祉保健課長(渡邊 輝紀君)今御意見をいただきました件につきましては、再度検討 を行いまして、職員のほうで対応できるということでありましたら、このシステム改修は なしで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(山本 芳昭君)よろしいですか。

7番、近藤仁志議員。

〇議員(7番 近藤 仁志君)すみません、若干お伺いします。 60ページに書いてありますこの要綱、子育て世帯への臨時特別給付金事業要綱の案で すけど、4条に、子育て世帯の臨時特別給付金の支給の申込みを町が行うというのと、そ れから公務員のほうでは申請書を提出願うということですけど、この一般支給対象者に対して町が支給の申込みを行うというのは、どういう行動というか、どういうことを想定さ れておられるわけですか。 〇議長(山本 芳昭君)渡邊福祉保健課長。

おります。日程といたしましては、5月25日までにはそういった不要の方の申込みをし ていただきまして、それ以外の方は全て受給されるという意思を確認させていただいたと いう形に考えとります。支払いのほうにつきましては、それを受けまして6月4日の日に

支払いを現在予定をしてるとこでございます。 〇議長(山本 芳昭君)7番、近藤仁志議員。 〇議員(7番 近藤 仁志君)要するに、一般支給対象者の方は、もう申請というか、そのチェックが済んでいて、あとは受けないという方が申請されたら、それで終わりという
状態になっているということですか 状態になっているということですか。

〇議長(山本 芳昭君)渡邊福祉保健課長。

〇福祉保健課長 (渡邊 輝紀君) 一般の方については、先ほどおっしゃったとおりでござ います。 ○議員 (7番

近藤 仁志君)はい、分かりました。

芳昭君) 9番、坪倉勝幸議員。 〇議長(山本

坪倉 勝幸君) この事業は、児童手当受給者が対象という国の制度なんで 〇議員(9番 すけども、町としても同じ対応で行われるのかということの確認です。 (「マイク」と呼ぶ者あり) 町として、児童手当受給者が対象なのかということの確認でありますけども、 (「マイク」と呼 この事業説明の中に、小学校等の臨時休業等により影響を受けたという表現があります この辺との関連についていかがでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)渡邊福祉保健課長。

〇福祉保健課長(渡邊 輝紀君)この要綱につきましては、国のほうが示したものを日南町のほうに想定して要綱のほうはつくっております。臨時休校ということで、各家庭のほうにもいろいろと食事の面でありますとか御負担をいただいてる部分もあるというような ことで、今回のコロナに対応いたしまして児童手当を支給してる世帯へ1万円を上乗せす るというような形での支給を予定しております。

〇議長(山本 芳昭君) 9番、坪倉勝幸議員。

〇議員(9番 坪倉 勝幸君)そういうことだろうと思いますので、79ページの事業説明の書き方について若干の違和感を感じたところであります。 それと、先ほどの発言の中で、町が申込みをして受給者が拒否をされない限り児童手当の口座に振り込まれるということだろうと思いますので、先ほどのシステム改修等のこともなります。 も含めますともっと簡略化できるんではないかなと思いますが、支給をしますよという申 込書はいつ発送されますか。

〇議長(山本 芳昭君)渡邊福祉保健課長。

〇福祉保健課長(渡邊 輝紀君)現在の予定では、あさって5月13日を予定しておりま

す。 〇議長(山本 芳昭君) 2番、古都勝人議員。

古都 勝人君) 先ほど大西議員のほうの質問があって、340万配布する 〇議員(2番 のにシステム改修の200万という話があったんですよ。それに担当課長のほうは、今 後、職員で対応できれば使わなくていいという趣旨のことを答弁されましたけれども、 私、基本的に予算要求をされる場合には、それは事前にそういうことを内部検討されて、 本、本のでは、 するいは財政担当とも相談されて、必要かどうかということを見極めて予算要求されるべきだと思うんですよ。ちょうどこの事業でシステム改修が要るのか要らないのか私分かりませんけれども、基本的に予算構成をするときには必ず行政の中ではそこはするべきことだと考えとりまして、それについて、どうでしょうか、担当課長でもいいですが、総務課長でもいいですが、お考えについて聞かせていただきたい、このように思っとります。

○議長(山本 芳昭君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)今回、いわゆる定額給付金のほうは支給額が大きいというと ころで、システム改修が目立たないような気はしとりますけども、基本的にはシステム的 には同じものだというふうに思ってます。改修も同様に費用がかかるものだというふうに 思っております。こういう短期で早く支給をするために、やはり有効なシステムを使って早期に間違いない事務処理をすることが肝要だということで、査定の中ではシステム改修は必要だというふうな判断をしておるとこでございます。担当課のほうで再度検討される ということではありますけども、基本的にはシステムでしっかり最後の給付まで管理をさ れるべきものであるというふうに考えています。

○議長(山本 芳昭君) 2番、古都勝人議員。○議員(2番 古都 勝人君)システム改修にどれぐらいの時間がかかるのか分かりませ んけれども、場合によっては、先ほど別件ですが、郵送したらいいとかいろんな話がある わけでして、本当に速やかな事務というのは、改修をしてから点検をして早くすると、そ ういうようなことが私、時間的にはロスじゃないかと思うんですが、システム改修なんて 2日もありゃできるもんなんでしょうか、いま一度伺います。

〇議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)改修経費が高い安いの問題は確かにあろうかと思いますけど も、今回システム改修、全国的なものでございますので、先行して既にやってるとこもあります。そういったところを参考にスピーディーな改修作業ができるものというふうに思っています。

〇議長(山本 芳昭君) 2番、古都勝人議員。 〇議員(2番 古都 勝人君) どこもがやればすぐできるようなもんですけども、どこもがやれば、そのシステムを改修する方がどれぐらいおられるか分かりませんけれども、逆 に時間がかかったりするんじゃないかという気がするんですけども、大丈夫でしょうか、 いま一度伺います。

〇議長(山本 芳昭君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君) 定額給付金、どちらのシステムに関しましても、早急な対応をしていただけるということで確認をした上で予算をお願いしとります。

〇議長(山本 芳昭君)8番、久代安敏議員。 〇議員(8番 久代 安敏君)同じく子育て世帯への臨時特別給付金に関しての附属資料 62ページ、公務員の支給対象者に係る申請受付開始日……(「マイク」と呼ぶ者あり) 及び申請期限についてですけども、この公務員支給対象者というのは、当然会計年度任用 職員も含まれるというふうに考えていいのかどうなのかということと、それからなぜ、公務員だけに支給の是非を文書を13日に発送されるということでしたけども、そういう選択をする必要があるのかどうなのかという点についてお尋ねします。

〇議長(山本 芳昭君)渡邊福祉保健課長。

〇福祉保健課長(渡邊 輝紀君)最初の質問でございますが、会計年度任用職員も4月、 5月分につきましては対象になるというふうに考えとります。ただ、これは特例給付の分は3月になりますので、2月、3月分の対象者ということになりますので、その部分につ

は3月になりますので、2月、3月分の対象者ということになりますので、その部分については含まれないというふうに考えます。 それから、公務員について別枠でということになりますが、これは国のほうが出しました要綱の中に書いてあるというような形での町の支給になりますので、居住地の市区町村から公務員については支払う。通常ですと、給与支払い者のほうから給与に含めてお支払いするという形になりますが、今回の特例給付については別枠で1万円を各市区町村が支 払うという形になります。以上です。

○議長(山本 芳昭君)次に、79ページ、教育課について質疑を許します。 6番、岩﨑昭男議員。

〇議員(6番 岩﨑 昭男君)GIGAスクール構想でのiPadタブレットの導入でご ざいます。当初予算にも何台か入ってたわけでございますが、このたび事業の前倒しということで、全児童分を設置されるということでございます。当初予算のときも伺いました が、いわゆる全国的にこの事業は取り組まれるものであろうかと思います。そうします と、このパソコン、いわゆるタブレット、こちらの本当に導入が年度内にできるものかど うか、それが非常に心配でございます。納入の可能性というのは本当にあるものでしょう か、それを確認させてください。

〇議長(山本 芳昭君)村上教育次長。

〇教育次長(村上 伴樹君)失礼します。議員言われるとおり、実はこのGIGA構想、本当に詳細がまだ出てこないということで、国のほうは、自治体で一括しての調達というようなところを言ってきてもおりますし、本当に詳細な部分がまだできておりませんでして、確かに全国での調達というふうになりますので、それがいつ調達できるのかというの は、実は今日も説明会があるんですけども、まだはっきりとしたところが出ていないとこ ろが現状ではございます。 〇議長(山本 芳昭君)よろしいですか。

8番、久代安敏議員。 〇議員(8番 久代 安敏君)GIGA構想にも関連するわけですけども、今実際に小・中学校でオンライン授業は、この間の新型コロナの関係でどのように具体的に実践された のかについてちょっと説明を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君) 久代議員、教育課のオンラインのただいまの質問でございます が、午後から予定をしております全員協議会の中でそのような対応については質疑をして いただきたい。このたびは、この予算についての質疑をお願いいたしたいと思いますの で、よろしくお願いします。

〇議員 (8番 久代 安敏君) 予算にタブレット購入があるからですけども、実際にそれ によってオンライン授業の……。

○議長(山本 芳昭君)その内容については午後全協でお願いしたいと思います。

久代 安敏君)午後にほんなら問います。いいです。 〇議員(8番

芳昭君)そうしますと、次に、議案第56号、令和2年度日南町病院事業 〇議長(山本 会計補正予算(第1号)に対する質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

| 岡本 健三君) まず確認なんですけれども、今回出てる予算というのは、 〇議員(3番 病床の準備は含まずに医業費用というほうの予算ですけれども、検査に対応するための予 算ということなんでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)福家病院事務部長。

○病院事務部長(福家 寿樹君)今の御質問ですが、もちろん検査のために必要なものば かりでございますし、それから今現在、予防のために毎日使用しているもの、特にいわゆるマスクもそうでございますし、消毒液もそうでございますし、それから日南病院は外来及び入院ともに、いわゆる来るべき新型コロナウイルスが例えば町内で発生した、あるい は保健所のほうから協力要請があった、こういった協力医療機関として登録されておりますので、来るべきときのためのものでございますので、そういうふうに理解していただきたいと。来るべきときにそういう体制がなってないということでは、病院としてのいわゆ る対応ができませんので、そういうふうに理解していただきたいというふうに思います。 〇議長(山本 芳昭君) 3番、岡本健三議員。

〇議員(3番 岡本 健三君) すみません。いや、もし十分にそろってるだったらもういいんですけども、例えば入院に対応するためということであれば、人工呼吸器であるとか、あるいは簡易型の陰圧装置というんですか、そういったものもあるみたいですけど、 そういうものの導入は大丈夫なんでしょうか。

〇議長(山本 芳昭君)福家病院事務部長。

〇病院事務部長(福家 寿樹君)今御指摘を受けたものでございますが、そういったもの は重症者に対する対応のものでございます。日南病院は、いわゆる保健所からのトリアー ジによって、ほぼ軽症者のみを取り扱うという位置づけに今のところはございます。とい うのは、鳥取県自体が蔓延しておりませんので、今のところ、いわゆる感染病棟、鳥取県が持っております感染病棟に入るだけの患者が発生してないものというふうになっておりますので、今のところ日南病院につきましては軽症者取扱いというふうな位置づけでござますので、今のところ日南病院につきましては軽症者取扱いというふうな位置づけでござますので、今のところ日南病院につきましては軽症者取扱いというようなでは いますので、そういった例えば人工呼吸器が何台もそろえていなければいけないという立た位置ではずいませんので、他間が ち位置ではございませんので、御理解していただけましたらと思います。

〇議長(山本 芳昭君)8番、久代安敏議員。

〇議員(8番 久代 安敏君)下段のWi-Fi環境の整備ですけども、日南病院は面会

謝絶をしておられますが、具体的に、スタッフも含めて看護師がやられるのか、事務員が やられるのか、WiーFi環境を整備しても、本当に入院しておられる患者さんとのコミ ュニケーションをどういう形で取ろうとしておられるのかという点について概略を説明し てほしいと思いますが、午後の質問にありますか、この件については全協で。いいです

〇議長(山本 芳昭君)病院は予定しておりませんので、今聞いていただいて結構です。

〇議員(8番 久代 安敏君) 具体的に内容をお聞かせください。

芳昭君)福家病院事務部長。 〇議長(山本

〇病院事務部長(福家 寿樹君)病院、今、面会ができなくなってからもう2か月以上たっておりまして、やはり患者さん、患者さんの家族の方から、一目だけでもという要望が本当に多くございまして、病院の立場としても、それはもちろん患者さんそれぞれの立場を非常に今危惧してるようなところでございます。

もう試験的に、本当に今WiーFiが事務所の中だけちょっとございまして、実際にこ れが可能かどうかいう試験を実はさせていただきました。実際にタブレット2台用いまし て患者様のところの直接病棟に行って、それと1階のいわゆる遠隔でもってそれぞれ画像 をリアルタイムでできるかどうかと。それと、これをするに当たっては、やはり食事中に というわけにいきませんので、ある程度の時間を設けまして予約という形で患者様の家族 の方に今のところは御覧いただいて、職員がそれぞれ時間を今申しましたようにもう設定 してですので、職員2名でもって対応のほうを考えております。試験的にやりましたら 特に問題なく、これが全てのフロアにWiーFiが通じましたら、本当に一番端から全部 それぞれ病院の中で対応が可能でございますので、少しでも安心していただけるんじゃな いかというふうに思っております。

〇議員(8番 久代 安敏君)はい、分かりました。

〇議長 (山本 芳昭君) そういたしますと、議案第55号及び議案第56号について質疑 漏れはございませんか。 9番、坪倉勝幸議員。

〇議員(9番 坪倉 勝幸君)1点確認で、サージカルマスクの配布事業で子供用350 人は、これ未就園児、中学生は対象でしょうか、確認します。

〇議長(山本 芳昭君) 木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)350人については、保育園の園児、小・中学生の数で想定をさせていただいております。中学校も一応入っとりますけども、大人用、子供用どちらがいいかというところがありますので、大人用も子供用も若干かぶらせて余裕を持った数 で予算を組ませていただきました。

〇議長(山本 芳昭君) 9 番、坪倉勝幸議員。

坪倉 勝幸君) 先ほどの児童手当じゃなくて、子育て臨時給付金340人 に対して350人という数字は分かりますが、先ほど総務課長言われましたけども、園 児、小学生あたりかなり体形、顔の大きさによって対応するマスクが違ってきます。そこの辺の配慮は十分に気をつけていただきたいと思います。先日も、小学生が子供用マスクもらったけども、小さくてサイズが合わないのでという話を聞きましたので、体形の一人 一人の確認は非常に厳しいかもしれませんが、配慮をお願いをしたいと思います。

〇議長(山本 芳昭君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)学校、保育園につきましては、実態としては、休業がない限 りは学校で配布を予定をしたいというふうに思っております。それぞれのサイズに合った ものを選んでいただいて配布できるものというふうに考えております。

〇議長(山本 芳昭君)以上で質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。 討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第10、議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号)の計論を許 します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

芳昭君)討論を終結します。 〇議長(山本

ごれより採決を行います。 議案第55号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されま

日程第11、議案第56号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第1号)の討論 を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号 及び 日程第13 議案第58号

〇議長(山本 芳昭君)タブレットの人事案件ファイルをお開きください。1ページから4ページ、日程第12、議案第57号及び日程第13、議案第58号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2議案を一括議題とします。

各案につき、提出者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第57号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてという議案であります。日南町教育委員会委員、須田ひろ子は、令和2年5月13日に任期が満了となるため、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

内容ですが、日南町教育委員、須田ひろ子の任期が令和2年5月13日で満了となるため、委員の任命について同意を求めることでありますが、新しい任命者、予定者ですが、 山脇世紀、性別、女性、53歳で、住所につきましては、日南町印賀1146番地2であ

ります。

主な経歴でありますが、現在ですが、平成19年7月から日南トマト加工のほうにお勤めで、現在に至っておられます。日南町としての関係ですが、平成26年7月から平成 28年3月まで行政改革推進委員としてお世話になっておりました。

続きまして、議案第58号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありますが、日南町教育委員会委員、長谷川毅は、令和2年5月13日に辞任するに当たりまして、その後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

すみません、失礼しました。先ほどの山脇さんですけども、任期をちょっと申し上げるのを忘れておりました。山脇さんにつきましては、令和6年5月13日までということで

ございます。失礼しました。

継続します。新しく任命する者でありますが、任期ですが、今回の長谷川さんが任期途中ということでありまして、その方の残任の期間ということで、任期は令和3年5月13日まででございます。氏名は西村卓也、男性、43歳でございます。日南町三栄1910番地が住所でございます。

主な経歴でございますが、日南町の社会福祉協議会あるいは日南福祉会のほうで勤められておられます。平成29年4月からは林業従事ということで、現在に至っております。日南町との関係ですが、平成29年4月からでございますが、現在に至るまで日南町スポーツ推進委員として御活躍をいただいてるものでございます。

説明のほうは以上で終わります。

〇議長(山本 芳昭君) これより各案に対する質疑を許します。 まず、議案第57号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)次に、議案第58号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第12、議案第57号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(山本 芳昭君)起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意するこ

とに決定いたしました。

日程第13、議案第58号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての 討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(山本 芳昭君)起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意するこ とに決定いたしました。

日程第14 発議第6号

〇議長(山本 芳昭君)タブレットの議案書ファイル、最後のページの81ページをお開 きください。日程第14、発議第6号、日南町議会会議規則の一部改正についてを議題と します。

本案につき、提出の趣旨について説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

〇議会運営委員会委員長(大西 保君)発議第6号、日南町議会会議規則の一部改正に ついて。次のとおり、日南町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法第 109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出す

る。令和2年5月11日提出。提出者、日南町議会議会運営委員会委員長、大西保。 日南町議会会議規則の一部を改正する規則。日南町議会会議規則の一部を次のように改

正する。

概要ですが、日南町議会会議規則では、議員の参集場所として議場を指定している。し かし、3月議会定例会の最終日の爆破予告事件や、このたびの新型コロナウイルス感染症 など、役場が立入禁止となり、議場に参集できないことが起こり得る。そのような場合に ついて追加するものであります。

改正後の内容は、「ただし、議場が使用できない場合は、議長が別に指定する場に参集 する。」を追加いたします。

附則、この規則は、公布の日から施行する。 以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(山本 芳昭君)これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君)以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第14、発議第6号、日南町議会会議規則の一部改正についての討論を許します。 [「なし」と呼ぶ者あり] 〇議長(山本 芳昭君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本 芳昭君)異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されま した。

〇議長(山本 芳昭君) お諮りします。本臨時会に付議された案件は以上をもって議了し ました。これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありません か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、令和2年第3回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会といたします。御協力ありがとうございました。 午後0時01分閉会